



熊本県公報

号外 第33号
令和7年(2025年)
7月3日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼	
○選挙長の事務を行う場所	(選挙管理委員会) 1
○選挙分会長の事務を行う場所	(〃) 1
○選挙長及び選挙長職務代理人	(〃) 1
○選挙分会長及び選挙分会長職務代理人	(〃) 2
○投票用紙の様式	(〃) 2
○ポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始日	(〃) 4
○選挙分会の場所及び日時	(〃) 4
○選挙会の場所及び日時	(〃) 4
○選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額	(〃) 5
○投票所内の名称等の掲載順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時(比例代表)	(〃) 5
○政見放送の放送日時を決定する場合のくじを行う場所及び日時	(〃) 5
○政見放送を行わない候補者の経歴放送の取扱い	(〃) 5
○選挙公報の掲載順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時(選挙区)	(〃) 6
○選挙公報の掲載順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時(比例代表)	(〃) 6
○選挙立会人決定のくじの場所及び日時(選挙区)	(参議院熊本県選出議員選挙選挙長) 6
○選挙立会人決定のくじの場所及び日時(比例代表)	(参議院比例代表選出議員選挙熊本県選挙分会長) 6

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第18号

令和7年(2025年)7月28日に任期満了することに伴い執行する参議院熊本県選出議員選挙に係る選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和7年(2025年)7月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

熊本県選挙管理委員会室(熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館3階)

ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付に関する事務は、熊本県庁防災センター3階312会議室で行う。

熊本県選挙管理委員会告示第19号

令和7年(2025年)7月28日に任期満了することに伴い執行する参議院比例代表選出議員選挙に係る選挙分会長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和7年(2025年)7月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

熊本県選挙管理委員会室(熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館3階)

熊本県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定に基づき、令和7年(2025年)7月28日に任期満了することに伴い執行する参議院熊本県選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和7年(2025年)7月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

区 分	氏 名	住 所
選 挙 長	高 島 剛 一	熊本県熊本市中央区
選挙長に事故があるとき又は欠けたとき その職務を代理する者	福 田 充	熊本県熊本市中央区

熊本県選挙管理委員会告示第21号
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき、令和7年（2025年）7月28日に任期満了することに伴い執行する参議院比例代表選出議員選挙における熊本県選挙分会長及び選挙分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。
令和7年（2025年）7月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

区 分	氏 名	住 所
熊 本 県 選 挙 分 会 長	坂 口 眞 理	熊本県熊本市南区
熊本県選挙分会長に事故があるとき又は 欠けたときその職務を代理する者	竹 下 文 則	熊本県熊本市中央区

熊本県選挙管理委員会告示第22号
公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第5条第1項の規定に基づき、令和7年（2025年）7月28日に任期満了することに伴い執行する参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。
令和7年（2025年）7月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

1 選挙区選出議員選挙

こうほしやしめい 候補者氏名	第二十七回参议院 選挙区選出議員選挙投票 注意 熊本県選 挙管理委 員会之印
	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

- 備考
- 1 規格は、縦 13 センチメートル、横 9 センチメートルとする。
 - 2 紙の色は、クリーム色とする。
 - 3 文字は、黒色とする。
 - 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

2 比例代表選出議員選挙

候補者氏名又は
政党その他の
政治団体の
名称若しくは
略称

一
候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。

二
候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は
略称を、欄内に一つ書くこともできること。

第二十七回参议院
比例代表選出議員選挙投票

注意

熊本県選挙管理委員会之印

- 備考
- 1

規格は、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2

紙の色は、白色とする。
- 3

文字は、赤色とする。
- 4

「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第23号
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定に基づき、令和7年7月20日執行参议院熊本県選出議員選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日を次のとおり定める。
令和7年（2025年）7月3日
熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一
令和7年（2025年）7月3日

熊本県選挙管理委員会告示第24号
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第2項及び同法第78条の規定に基づき、令和7年7月20日執行参议院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。
令和7年（2025年）7月3日
熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

1

場 所 熊本県庁行政棟本館8階 801会議室
（熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）

2

日 時 令和7年（2025年）7月23日 午前10時

熊本県選挙管理委員会告示第25号
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項及び同法第78条の規定に基づき、令和7年7月20日執行参议院熊本県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時

を次のとおり定める。

令和7年(2025年)7月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

1 場 所 熊本県庁行政棟本館8階 801会議室
(熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)

2 日 時 令和7年(2025年)7月23日 午前10時30分

熊本県選挙管理委員会告示第26号

令和7年7月20日執行参議院熊本県選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員、専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。)に対し支給することができる報酬の最高額を、次のとおり定める。

令和7年(2025年)7月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額

イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

ハ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

ニ 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額

ホ 宿泊料(食事料2食分を含む。) 1夜につき23,000円

ヘ 弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円

ト 茶菓料 1日につき1,000円

2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額

イ 基本日額 10,000円

ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割

3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額

イ 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 それぞれ1のイからニまでに掲げる額

ロ 宿泊料(食事料を除く。) 1夜につき20,000円

4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の額

イ 選挙運動のために使用する事務員 1日につき15,000円

ロ 専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶

の上における選挙運動のために使用する者 1日につき20,000円

ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1日につき20,000円

ニ 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき20,000円

熊本県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定に基づき、令和7年7月20日執行参議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所における掲示をする場合の掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和7年(2025年)7月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室

2 日 時 令和7年(2025年)7月3日 午後6時

熊本県選挙管理委員会告示第28号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第14条第1項の規定に基づき、令和7年7月20日執行参議院熊本県選出議員選挙における候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和7年(2025年)7月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室

2 日 時 令和7年(2025年)7月3日 午後6時15分

熊本県選挙管理委員会告示第29号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第4条第1項の規定に基づき、令和7年7月20日執行参議院熊本県選出議員選挙において政見放送を行わな

い候補者の経歴放送の取扱いを、次のとおり定める。

令和7年(2025年)7月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一
政見放送を行わない候補者の経歴放送については、政見放送を行う全ての候補者の政見放送が終わった直後に続けて行うものとする。政見放送を行わない候補者が2人以上ある場合の経歴放送の順序は、熊本県選挙管理委員会がくじで定めるものとし、このくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりとする。

1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室

2 日 時 令和7年(2025年)7月3日午後6時15分から行う参議院熊本県選出議員選挙における候補者の政見放送の放送日時を定めるくじの後、引き続き行う。

熊本県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第6項の規定に基づき、令和7年7月20日執行参議院熊本県選出議員選挙における選挙公報に候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和7年(2025年)7月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室

2 日 時 令和7年(2025年)7月4日 午後6時

熊本県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第6項の規定に基づき、令和7年7月20日執行参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報に名簿届出政党等の名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び写真等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和7年(2025年)7月3日

熊本県選挙管理委員会委員長 高 島 剛 一

1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室

2 日 時 令和7年(2025年)7月5日 午前9時

参議院熊本県選出議員選挙選挙長告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条の規定に基づき、令和7年7月20日執行参議院熊本県選出議員選挙における選挙立会人決定のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和7年(2025年)7月3日

参議院熊本県選出議員選挙選挙長 高 島 剛 一

1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室

2 日 時 令和7年(2025年)7月17日 午後6時

参議院比例代表選出議員選挙熊本県選挙分会長告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条の規定に基づき、令和7年7月20日執行参議院比例代表選出議員選挙の熊本県選挙分会における選挙立会人決定のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和7年(2025年)7月3日

参議院比例代表選出議員選挙熊本県選挙分会長 坂 口 眞 理

1 場 所 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館3階 熊本県選挙管理委員会室

2 日 時 令和7年(2025年)7月17日 午後6時20分